

## ありがとう 善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

### 【社会福祉のため】

- ▶金32,801円  
＝赤浜カラオケ友愛会  
会長 内田 正 様
- ▶金55,543円  
＝寄居町商工会  
会長 峯岸秀典 様
- ▶金2,000円  
＝JAふかや寄居農産物直売所生産組合  
会長 奥 篤 様
- ▶金31,000円  
＝社団法人熊谷法人会寄居支部  
支部長 市川清治 様
- ▶金17,843円  
＝趣味の愛石同人会  
代表 工藤信夫 様



万に備えて!

## あなたも交通災害共済会員に!



町では、不幸にして交通事故に遭い、被害を受けた方やご遺族の救済を目的とした「市町村交通災害共済」への加入を推進しています。

平成21年度の加入申込は、各区長（班長・隣組長）さんを通じて2月中旬から3月上旬にかけて行います。加入を希望する方は、会費を添えてお申し込みください。区長さんへの申し込み間に合わなかった場合は、

生活環境課へ直接お申し込みください。この記事とあわせて各世帯に配付されるパンフレット・制度の手引きなどをよく読んでお申し込みください。

対象／①寄居町に居住し、住民登録または外国人登録をしている方②加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方

会費（年額）／一般：900円、中学生以下（平成21年4月1日現在）：500円

共済期間／平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間  
対象となる交通事故／①日本国内の道路上における自動車、自転車、オートバイ（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両）等に乗車中、衝突、接触、転落、転覆等の事故や、歩行中にこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故②踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故／①電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故②地震、洪水、津波等の天災による事故③幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故④作業用特殊自動車で作業中の事故⑤バス等の乗降中における事故⑥歩行中、交通事故以外の不注意による事故

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。



## 春の火災予防運動

火のしま 君がなくて 誰がする

春の火災予防運動が3月1日から7日までの一週間行われます。これから春先にかけて空気が乾燥し、強い季節風が吹き荒れ、火災の発生しやすい季節になります。ちょっとした油断、不注意が火災を発生させます。

もう一度、家庭や職場等での火災予防の大切さを見直し、「失火しない」「放火されない」環境づくりに努めましょう。また、山林や河川敷等でも大火災となる危険があります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

### 住宅用火災警報器は設置しましたか？

昨年6月よりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。まだ、設置していない方は、早急に設置しましょう。また、悪質な訪問販売には注意しましょう。

問い合わせ／  
深谷市消防本部  
予防課（☎571・0913）へ。



## 受け付けます!

平成21年度 就学援助の申し込み

町には、小・中学校にお子さんが通学していて、学用品の購入や給食費の支払いなど、経済的に困りの世帯に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。

就学援助費を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

対象／①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯※児童手当ではありませんので、ご注意ください。

②申請する年または申請する前年において、町民税が非課税の世帯

③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※この他にも援助を受けられる場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

援助の内容／学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部

申請方法／4月から援助を希望する場合は3月31日までに教育総務課または各小・中学校へ申請用紙等（申請用紙は、教育総務課および町内の小・中学校に用意してあります）を提出してください。なお、3月31日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

問い合わせ／教育総務課（☎581・2121内線511・512）へ。

## 年金 あれいれ

Q1 国民年金のメリットは何ですか？

A1

メリット1 老後をずっと支えてくれます。

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後さらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生の保障です。

メリット2 不測の事態に備える保険でもあります。

国民年金は老後だけでなく、加入者に事故や病気で障害が残った場合は、障害基礎年金が支給され、死亡した場合は、その遺族に遺族基礎年金が支給されます。

メリット3 納めた保険料は税金の控除対象となります。

納めた保険料は、社会保険料控除として全額が控除の対象となり、税金が軽減されます。

被保険者の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。

メリット4 物価の変動にも負けません。

公的年金の年金額は物価の昇降を反映して決定されます。

年金に加入してから年金を受給するまでの間、物価が上昇し、現在の貨幣価値が目減りすることもあるかもしれませんが、公的年金は経済社会の変動に対応できるしくみをとっているため、年金の価値が保証されます。

メリット5 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上です。

国民年金の老齢基礎年金は、3分の1が国庫負担で賄われていることにより、納めた保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、現在20歳になった方でも、納めた保険料の1.7倍以上となっています。

Q2 「付加保険料」とはどのようなものですか？

A2 月々の定額保険料とは別に月額400円を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。この月額400円の保険料を付加保険料といいます。付加年金は、200円×納付月数で計算され、2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます。

なお、付加保険料は、お申し込みいただいた月からの納付となり、定額保険料を納付していただくことが条件となります。また、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納付していただくことはできません。

付加保険料納付のお申し込みは、町民課または熊谷社会保険事務所受付けています。

Q3 2月になっても源泉徴収票が届かないときやなくした場合は、どうしたらいいですか？

A3 老齢年金を受けている方には、毎年1月中旬に社会保険業務センターから源泉徴収票を送付しています。2月になっても届かないとき、またはなくした場合は再発行しますので、熊谷社会保険事務所へご連絡ください。

※遺族年金や障害年金は課税の対象外ですので、源泉徴収票は送られません。

問い合わせ／国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷社会保険事務所（☎522・5158）、または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。